

強制出向裁判通信

「54歳原則出向」を悪用した組織破壊攻撃を許さないぞ！

2024年10月 2日 No. 36

J R 東海労新幹線関西地本
強制出向裁判プロジェクト

大阪地裁による判決は「不当判決」である！ 「不当判決」の取り消しを求めて控訴する！

9月30日、「強制出向裁判」の原告である、下茂春美さん、西三喜夫さん、前田稔さんは、9月18日、大阪地方裁判所（第5民事部横田昌紀裁判長）が行った「却下」「棄却」の不当判決に対して、大阪高等裁判所に控訴しました。

控訴状

地位確認等請求事件について、大阪地方裁判所が2024年9月18日に言い渡した判決は全部不服であるから、控訴を提起する。

控訴の趣旨（要約）

- 1 原判決を取り消す。
- 2 下茂春美が、株式会社関西新幹線サービックで勤務する雇用契約上の義務がないことを確認する。
- 3 西三喜夫が、株式会社関西新幹線サービックで勤務する雇用契約上の義務がないことを確認する。
- 4 前田稔が、株式会社関西新幹線サービックで勤務する雇用契約上の義務がないことを確認する。
- 5 前田稔が、大阪第二運輸所に勤務する雇用契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- 6 前田稔が、新幹線乗務員を業務内容とする雇用契約上の権利を有することを確認する。

横田昌紀裁判長は、「個別同意なしに、就業規則第28条1項に基づき、出向を命ずることができる」「出向命令は、業務上の必要性、人選基準の合理性及び手続きの相当性が認められ、原告が受ける不利益の程度も著しいものとまで認められないから、権利濫用に当たるとはいえず、無効ということとはできない」「出向命令は、J R 東海労組合員の原告を対象とするものとはいえず、J R 東海労の組合活動を阻害し、団結権を侵害するものとは認められないから、出向命令が不当労働行為に当たり無効ということとはできない」「原告は、再雇用契約の締結によりサービックへの出向に同意したものであり、本件出向命令は有効である」などの判断によって、不当判決を出しました。

不当判決を許さず、原判決を取り消すために、大阪高裁における控訴審の闘いを、原告3名と共に奮闘していきましょう。

大阪地裁による「不当判決」を許さず
原告3名と共に、大阪高裁における控訴審を闘おう！